

規制の事前評価書

法令案の名称：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：特定生体個人情報の取扱いに係る規律の導入

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：個人情報保護委員会事務局

評価実施時期：令和8年4月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 一定の身体の一部の特徴に係る情報が含まれる個人情報の取扱いについて、当該取扱いに係る事項を本人が容易に知り得る状態に置くこと等を義務付けるとともに、一定の場合を除き本人が保有個人データの利用停止等を請求することができることとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 顔識別機能付きカメラシステム等のバイOMETリック技術の利用が拡大しており、これにより生体情報の利用が拡大しているところ、生体情報のうち顔特徴データ等は、本人が関知しないうちに容易に入手することができ、かつ、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質を有するため、カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入手し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能である。そのため、顔特徴データ等は、他の生体情報に比べてその取扱いが本人のプライバシー等の重大な侵害に類型的につながりやすいという特徴を有する。

もっとも、現行法には上記顔特徴データ等のリスクに応じた規律が存在しない。そのため、顔特徴データ等を取り扱った事例の中には、現行法の規制の遵守という点では明確な問題が認められないにもかかわらず、撮影されたくない本人に対する配慮が不十分であるといった強い批判を受けて顔特徴データの取扱いの停止等に至ったものも発生している。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 顔特徴データ等が含まれる個人情報を特定生体個人情報とした上で、特定生体個人情報の取扱いについて本人関与を強化するため、保有個人データに含まれる特定生体個人情報が取り扱われている場合には、違法行為の有無等を問うことなく当該特定生体個人情報の利用停止等の請求を行うことを可能とする旨の規定を新設することとする（以下①とする。）。
- 特定生体個人情報の取扱いに係る透明性を確保し、また上記利用停止等請求権の実効性を確保する観点から、特定生体個人情報の取扱いに係る事項の周知を義務付けることとする（以下②とする。）。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- 課題への対応として、顔特徴データ等の取得に際して原則として本人の同意の取得を義務付けることも手段として想定されるが、顔特徴データ等のリスクの内容、事業者における利活用の実態やニーズ、運用の負担なども考慮し、当該手段は採択しないこととした。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 非規制手段としては既に、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について（個人情報保護委員会 2023 年 3 月）」を公表し、顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点や事業者の自主的な取組として考えられる事項を示している。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 上記 1 記載の各規制により、顔特徴データ等の取扱いについて透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を設けることで、本人の権利利益の侵害を防止するとともに、顔特徴データ等の適正な利用を促進することとなる。実際の効果については施行後、顔特徴データ等の取扱いに係る利用停止等請求の状況や周知の負担感等について事業者への聞き取り等を行うことにより把握する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

< 遵守費用 >

- ・ ①については、利用停止等請求がなされれば、事業者においてそのための対応に伴う費用が生じるものと見込まれるが、その規模は請求の内容やその数次第であることから、事前に示すことは困難。
- ・ ②の規制の遵守のため、特定生体個人情報の取扱いに係る事項の周知に関して店頭での掲示やホームページの整備等に伴う費用負担が生ずる可能性があるが、限定的であると見込まれる。

< 行政費用 >

- ・ 本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用の発生は限定的であると見込まれる。

< その他の負担 >

- ・ 特段想定されない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

< 主な意見内容と今後調整を要する論点 >

- ・ 生体データの取得や取扱いの制限を強化する必要がある。実効性のある規律の在り方を検討することに賛成する。
- ・ 生体データは極めてセンシティブな情報であり、本人の意思による取扱いへの関与の仕組みの構築が必要。等

< 関連する会合の名称、開催日 >

個人情報保護委員会での関連する会合は以下のとおり。

○ 以下の各会において法改正に向けた関係者ヒアリングを実施した。

第 262 回（令和 5 年 11 月 29 日）、第 263 回（令和 5 年 12 月 6 日）、第 264 回（令和 5 年 12 月 15 日）、第 265 回（令和 5 年 12 月 20 日）、第 266 回（令和 5 年 12 月 21 日）、第 268 回（令和 6 年 1 月 23 日）、第 270

回（令和6年1月31日）、第271回（令和6年2月7日）、第272回（令和6年2月14日）、第281回（令和6年4月24日）

- 第292回（令和6年6月26日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryoku-lsyuuseigo.pdf

- 第299回（令和6年9月4日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240904_shiryoku-1-1.pdf

- 第312回（令和7年1月22日）にて「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の進め方について（案）」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_shiryoku-1-1.pdf

- 第316回（令和7年3月5日）にて「「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryoku-1-1.pdf

- 第320回（令和7年4月16日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要を示した。※令和8年1月まで随時更新

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf

- 第347回（令和8年1月9日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針（案）」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryoku-1-1.pdf

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 公表済（以下リンク参照）

リンク：https://www.ppc.go.jp/personalinfo/3nengotominaoshi/#tab06_anchor2024-04

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 法律の附則において、法律の施行後3年ごとの見直し規定が置かれる予定であり、当該時期に事後評価を実施する。

<上記以外の法令案>

・